

優良宅地造成認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第四号

##### 優良宅地造成認定事務に関する規則の一部を改正する規則

優良宅地造成認定事務に関する規則（昭和四十九年広島県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第七号中「第十三条の三第八項第二号ロ及び第二十一条の十九第九項第二号ロ」を「第十三条の三第九項第二号ロ及び第二十一条の十九第十項第二号ロ」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。